

2005 年 5 月 13 日

消費者団体訴訟制度検討委員会御中

委員 上原敏夫

委員 三木浩一

判決の援用制度に関する議論の整理について

1. 問題の所在

事務局作成の「消費者団体訴訟制度に係る論点整理」は、差止訴訟の対象には「一部無効」とされる契約条項が含まれうるとしたうえで、「この場合、差止めを求める訴えの判決の理由中で示されるのは、当該条項をそのまま使用継続することは許されない旨を示すにとどまり、具体的にどのようなケースや範囲で当該条項が無効になるのかにつき、必ずしも網羅的に示されるとは限らない。」と述べ、「従って、ドイツ等で採用されているような、援用がなされた場合に一律に個別の条項を無効と見なす枠組みを導入するのは困難ではないか。」とする。しかし、この説明には、理論的に必ずしも明確ではないところがある。ここで説かれているところは、判決の援用制度の導入の是非についての結論にかかわるのみならず、消費者団体訴訟における差止訴訟の理解全般にかかわり、消費者団体訴訟制度の将来にも影響を与えようと考えられるので、判決の援用制度の導入の是非という当面の課題を越えて、十分に審議を尽くす必要があると思料する。

2. 実体法の観点

消費者契約法に照らして契約条項が「一部無効」とされるべき場合には、差止訴訟の原告には、実体法上、当該契約条項の全部差止を求める権利はなく、一部差止を求める権利しか与えられていないはずである。したがって、かりに原告が全部差止を求めて訴えを提起した場合であっても、裁判所は、同一訴訟物の範囲内における縮小認定として一部差止が可能な場合は一部認容として一部差止を命ずる判決をする必要があり、一部差止によって訴訟物が異なることになる場合には、訴えの変更等がなければ、請求を棄却しなければならない。裁判所が請求を棄却すれば差止判決はなされないし、一部認容判決により一部差止をした場合には、その判決理由には一部無効と判断した根拠が示されることになるので、いずれにしても「当該条項をそのまま使用継続することは許されない旨を示すにとどま」ような判決がなされることはありえないように思われる。

3. 手続法の観点

契約条項の全部無効を理由に当該契約条項の全部差止を求める請求と、契約条項の一部無効を理由に当該契約条項の一部差止を求める請求は、通常の場合には救済の方法を異にすることになるので訴訟物が異なるものと思われる。また、かりに訴訟物が同一であるという見解がありうるとしても、請求の理由および救済の方法が異なってくることになるので、裁判所は、いずれであるかを明らかにすべく、訴訟法上の釈明義務があるものと思われる。したがって、「当該条項をそのまま使用継続することは許されない旨を示すにとどま」るような判決は、訴訟法上考えにくい。ちなみに、差止判決という言葉が被告に対して不作為を命ずる判決のみを意味するものにとらえるのは、誤解であり、差止判決には作為を命ずる内容も含まれているのである。したがって、約款条項の差止めを命ずる判決それ自体も、「当該条項をそのまま使用継続することは許されない旨を示す」判決に限られるわけではない。

4. 重複起訴の観点

一部の委員から、同一の契約条項について複数の差止訴訟が重複的に提起され、異なる内容の判決が出された場合に、判決の援用制度を認めると、援用の対象が区々となって混乱が生じるという趣旨の発言があった。しかし、差止訴訟は事実上の対世的な効力を有するので、このような場合には、援用制度があってもなくても、一定の混乱が生じるのであり、その混乱は判決の援用制度に起因するわけではない。たとえば、同一の契約条項につき、前訴裁判所が全部無効を理由として全部差止の判決をし、後訴裁判所が一部無効を理由として一部差止の判決をした場合には、事業者も消費者も、後訴で差し止められなかった部分の使用に関して一種のジレンマに陥る。これは、上級審による最終的な判断の統一を待つか、必要とあれば矛盾を回避するための制度を設けておくことで解決さるべき問題であり、援用制度の導入を見送れば解消するような問題ではない。

5. 比較法の観点

判決の援用制度は、ドイツなどのヨーロッパの一部で導入されている。のみならず、コモンロー諸国における争点遮断効の第三者による援用は、実質的に判決の援用制度とほぼ同じ制度である。また、ヨーロッパ以外の大陸法諸国でも、ブラジルなどの南米の一部で同様の制度がある。したがって、世界的には相当数の国で判決の援用制度が採用されているといえる。これら諸外国の制度において、「消費者団体訴訟制度に係る論点整理」に挙げられているような弊害が本当に生じているのかどうかにつき、印象論のレベルで議論するのではなく、実証的な審議を尽くすべきである。

以上